

## さいたま市告示第562号

さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成13年さいたま市条例第273号）第3条第1項に規定する負担区を次のとおり定めるので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 負担区の名称

- ・ 第44負担区

### 2 区域

- ・ 別図に示す区域

### 3 面積

- ・ 6.8ha

### 4 負担区を定める日

- ・ 令和8年4月1日

### 5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道総務課管理・業務係
- (2) 電話 048(829)1553

1/8000

